

災害件数（令和8年1月～3月）

・ 火 災	2件	（年間	2件）
・ 救 急 消防署	84件	（年間	84件）
上流出張所	54件	（年間	54件）
合 計	138件	（年間	138件）

—2025年の出動件数の報告—

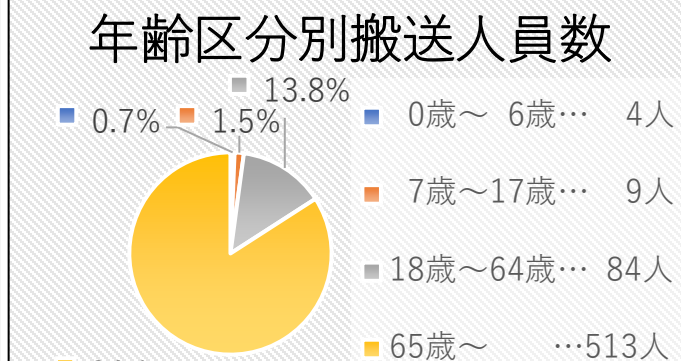
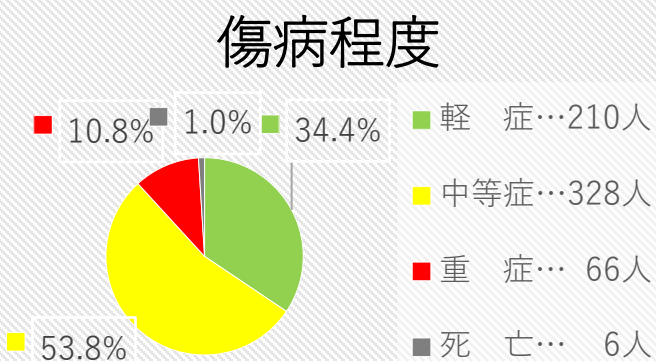
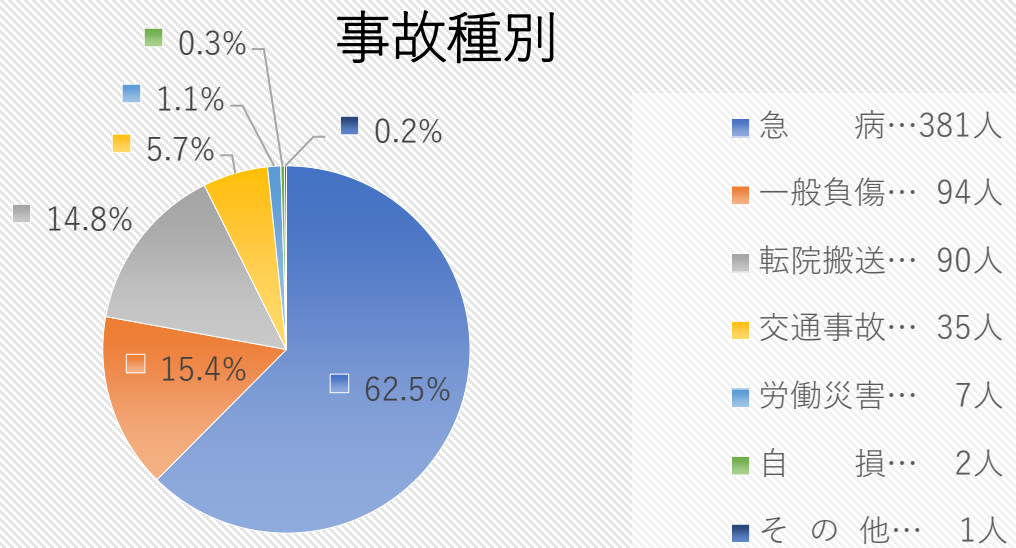
2025年の火災出動件数は6件。内訳は建物火災3件、車両火災1件、その他火災2件でした。引き続き火災予防に努めましょう。

救急出動件数は650件で 実際に搬送した人員は610人でした。去年に比べ8件少なくなりましたが、依然として多い傾向となっており、全国的にも増加し続けています。

事故種別は全国統計とほぼ同じ比率でしたが、転院搬送の割合が2倍ほど多く、傷病程度は中等症（入院診療）が半数以上を占めており、全国統計では軽症（外来診療）が約46%となっており那賀町の救急車適正利用率は高いと言えます。

また、年齢区分別搬送人員数は65歳以上の高齢者が84.1%となりました。

最後に、高齢化や気候変化、感染症の流行など様々な要因で救急件数が増加しています。日頃からの病気や怪我、事故の予防に気をつけましょう。



野焼きは原則禁止！

廃棄物の焼却については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって一部の例外を除き、原則禁止されています。

違反した場合、**5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの両方を科される場合があります。**法人については、さらに3億円以下の罰金が科されます。

(例外の一例)

- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものなど

ただし、周辺地域の生活環境に影響があるものは例外として認められず（煙やにおいによる苦情など）処罰の対象となる場合があります。必ず周辺地域の住民の方の理解を得てから行うようにしてください。

那賀町消防本部への届出と細心の注意！ (許可ではありません)

焼却禁止の例外に該当して、野焼き等を行う場合は那賀町消防本部へ届出をお願いします。

届出は最寄りの署所へお越しいただくか電話連絡でも可能です。

(届出先) 那賀町消防署 62-1119、上流出張所 67-0625

また、焼却を行う際は、下記の準備等を必ず守ってください。

- ・水バケツや消火器等の消火用具を準備する。
- ・必ず監視する人を置き、目を離さない。
- ・焼却は小分けにして実施する。
- ・焼却後は確実に消火し火種がないことを確認する。

守らずに焼却を行なった場合、火気乱用として**軽犯罪法違反で処罰される場合があります。**

届出は消防機関が事前に火災でないことを把握しておくためのものであって、焼却行為を許可するものではありません。届出をした焼却行為であっても、それが原因で火災に至った場合、**失火罪や放火罪に問われる可能性もあります**ので、やむを得ない場合のみ行うようにしてください。

林野火災注意報（警報）発令時は中止！

林野火災注意報（警報）発令時は非常に火災が起きやすい気象状況です。野焼きなど屋外で火を取り扱わないでください。

林野火災警報発令時に野焼きなどで、屋外で火を取り扱うと消防法違反で処罰の対象となります。

この度、令和八年四月一日付をもちまして、那賀町消防本部消防長に、就任いたしました湯浅でございます。

平素より、当消防本部の消防行政並びに火災予防に対し、格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、近年は地震や大雨、林野火災など、自然災害が頻発・激甚化しており、当消防本部においても町民の皆様のお安全・安心を守る責任は一層重要になっています。このような状況下において、私は、迅速かつ的確な災害対応を基本方針とし、関係機関と緊密に連携しながら、町民のお安全・安心な暮らしを守るため、全力を尽くす所存です。

職員が一丸となって組織の強化と向上に邁進してまいりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和八年四月吉日

那賀町消防本部
消防長 湯浅 雅仁

編集後記

那賀町消防広報誌ミライはこの春号からデジタル化となりました。さらに記事が2面から4面に増加しました！

町民のみなさまにより多くの情報を発信できるようになりましたので、引き続きご愛読していただけると幸いです。

那賀町消防本部
広報誌 担当者